

〈公文書扱〉
各市町村教育委員会学校安全主管課長 }
各 県 立 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

熱中症事故の防止について（依頼）

平素は、各学校における安全教育、安全管理について、御尽力を賜り感謝申し上げます。
標記につきまして、別添写しのとおり、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課及び初等中等教育局教育課程課より依頼がありました。

別紙1のとおり、学校の管理下における熱中症事故は依然として多く発生しており、本県においても平成30年度には422件の発生報告がありました。その多くが体育・スポーツ活動中に発生したものでしたが、文化部の活動中や屋内での授業中、登下校中においても発生おり、夏季における児童生徒等の健康確保に向けた取組は喫緊の課題となっています。

各学校（園）におかれましては、こうした状況に十分対処できるようにする観点から、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴所管の学校（園）への周知をお願いいたします。

記

1. 熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

2. 政府においては、平成25年度から、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」と定め、国民や関係機関への周知等を強化して、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、一般参加が可能な取組として、令和元年6月2日から3日にかけて、「熱中症対策シンポジウム」（参考資料1）を開催するとともに、令和元年度は4月19日から10月14日まで熱中症予防サイトにおいて暑さ指数を情報提供（参考資料2）しています。

各教育委員会等におかれては、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「熱中症環境保健

マニュアル2018」(平成30年3月改訂環境省)及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

3. 夏季における休業日等については、別紙2の関連規定を踏まえ、次の①から④までを参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

①各学校及び各学校設置者におかれては、空調設備の整備状況等も加味しつつ、気象状況に注意し、児童生徒等の健康を最優先に考慮した上で、年間を通じた総授業時数の確保に留意し、必要に応じて、夏季における休業日の延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬期、学年末及び学年始業日の短縮又は土曜日における授業の実施等をはじめとした柔軟な対応を検討するようお願いいたします。また、各学校設置者におかれては、設置する学校に対して必要な指導・支援をお願いいたします。

なお、夏季における休業日の延長等を行う場合には、放課後児童クラブ等における対応も合わせて必要であり、児童福祉担当部局等の関係部局と十分連携を図るようお願いいたします。

②夏季休業期間中に予定されている児童生徒等の登校日等においても、当該日にかかる気象予報等の情報に注意し、延期又は中止等の柔軟な対応を検討するようお願いいたします。

③検討に当たっては、2.に記載の資料及び本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考としていただき、学校及び地域の実態等を踏まえて判断するようお願いいたします。

④なお、学校教育法施行規則(昭和22年文部科学省令11号)第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることを申し添えます。

【参考】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>
(印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報が充実しています。)
- ・「熱中症環境保健マニュアル2018」(平成30年3月改訂 環境省)
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」(パンフレット)
(平成31年3月)
- ・「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」(DVD) (平成31年3月)
- ・「学校屋外プールにおける熱中症対策」(パンフレット) (平成31年3月)
- ・「熱中症対応フロー」(ポスター) (平成31年3月)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書(平成26年3月)

https://www.jpnsport.go.jp/enzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx

○文部科学省

- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index.html>

奈良県教育委員会事務局 保健体育課 健康・安全教育係（担当：高田） 電 話 0742-27-9862 F A X 0742-22-3995
--